## 平成29年度 東京都特定(産業別)最低賃金適用使用者数及び適用労働者数

| 産業名  | 産業分類番号   | 特定(産業別)適用使用者数 | 特定(産業別)適用労働者数 | 備考                           |
|--|--|---------------|---------------|------------------------------|
| 鉄鋼業  | E22  | 409           | 7,197         | 平成28年度申出の基幹的労働者の<br>範囲による(1) |
| はん用機械器具、生産用機械器具製造業                             | E252、2531、2532の一部、2533、2534、<br>2596、2621の一部、2652、2693   | 1,037         | 11,107        | 平成28年度申出の基幹的労働者の<br>範囲による(2) |
| 業務用機械器具、電気機械器具、情報通<br>信機械器具、時計·同部分品、眼鏡製造業      | E273、274、2751、2752の一部、2814、<br>2832、291、2922、2929、293、2942、296、<br>297、3011、3012、3013、302、303、3231<br>の一部、3297 | 3,966         | 75,446        |                              |
| 自動車·同附属品製造業、船舶製造·修理業、舶用機関製造業、航空機·同附属品製造業<br>造業 | E310, E311, E313, E314   | 688           | 31,725        | 平成28年度申出の基幹的労働者の<br>範囲による(3) |
| 出版業  | G410、G414  | 2,198         | 37,939        |                              |
| 各種商品小売業  | 156  | 362           | 51,894        |                              |

## 平成28年度の新設申出業種に係る特定(産業別)最低賃金適用使用者数及び適用労働者数

| 電 | 気機械器具、情報通信機械器具製造業 | E2814、2832、291、2922、2929、293、<br>2942、296、297、3011、3012、3013、302、<br>303 | 2,258 | 平成28年度申出の基幹的労働者の<br>範囲による(4) |
|---|-------------------|--|-------|------------------------------|

資料出所) 平成26年経済センサス-基礎調査に基づく都道府県·産業·常雇·規模別事業所数及び労働者数表を基に、賃金実態調査結果を踏まえて推計

- 1 次の者を除く(1)18歳未満又は65歳以上の者(2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者(3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 2 次の者を除く(1)18歳未満又は65歳以上の者(2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者(3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 3 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 次の者を除く(1)18歳未満又は65歳以上の者(2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの(3)次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃又は片付けの業務
  - 二 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械(卓上又は手持ち式で使用するものに限る。)を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務